

西目高校いじめ防止基本方針

秋田県立西目高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

西目高校では、本校のすべての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を学校全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項・「秋田県いじめ防止対策推進条例」第2条第1号を踏まえて、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※文部科学省「いじめ防止基本方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」より

(2) いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめに対しては次のような考え方や認識が必要である。

- ①いじめは、どの生徒にも、どの集団、場面でも起こりうるものである。
- ②いじめは、人権を侵害する決して許されない卑怯な行為である。
- ③いじめは、いじめを受けた生徒だけではなく、いじめを行った生徒や周囲の生徒にも大きな傷を残すものである。
- ④いじめは、刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという考え方では解決できない。
- ⑥いじめは、入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる場合がある。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけではなく、「観衆」、「傍観者」など集団全体に関係する問題である。よって、「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめは見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを十分に理解させなければならない。
- ⑧いじめは、学校、家庭、地域が一体となって取り組む問題である。

(3) いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは許されないことであることを、生徒が十分に理解した上で、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止について主体的かつ積極的に取り組む姿勢をもつことが大切である。

また、いじめから生徒を救うためには、生徒を見守る大人一人ひとりが「いじめはどの生徒にも、どの学校にも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止・対応委員会

本校のいじめ防止・対応委員会を以下のように構成する。

教頭（委員長）、生徒指導主事、生徒指導副主事、教育相談委員会委員長、
学年主任、教務主任、養護教諭

アンケートや相談、申告、通報、発見によるいじめと疑われる事案の認知があった際は、管理職への報告とともにいじめ防止・対応委員会による事案に関する調査・検証（情報の収集・集約・記録・共有）を行う。いじめと判断した場合、事案への対応検討及び措置を行う。

いじめ防止・対応委員会は県教育委員会へ報告を行い、学年部、生徒指導部と事案調査・検証及び措置・対応をする。その後職員会議において事案の確認と措置・対応を協議する。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態の認定、調査組織の設置、報告等調査の主体、組織、方法等

法第28条第1項において、調査は学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設けて行う旨が規定されているが、本校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じるおそれがある場合においては、秋田県教育委員会が主体となって調査を行う。

いずれの場合も、調査は教育的配慮に基づき、生徒の人権や個人情報保護法等に十分留意した上で、生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により行う。

調査を行う組織については、弁護士、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門知識や経験を有する者で、当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成するなど、調査が公平性、中立性を確保した上で効果的に実施されるように留意する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同様の事態の再発防止に向けて行うものであることから、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰によって行われ、どのような態様であったか、学校がどのように把握し対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。

調査の経過及び結果については適切に記録するとともに、調査によって明らかとなった事実関係等の情報管理には万全を期する。

② 調査結果等の取扱い

調査結果については、秋田県知事に報告する。なお、学校が主体となって行った調査の場合は、秋田県教育委員会を通じて報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過も含め、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、当該学校のみならず各校の指導の改善に活用するよう配慮する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめを許さない学校づくりのために

①居場所づくり

- ・「わかる授業」「全員が考える授業」で生徒が活躍できる場を作る。
- ・「自彊不息」の校訓を元に落ち着いた学校の雰囲気を作る。

②自己有用感・絆づくり

- ・授業や行事の中で活躍できる場を設定し、認められている実感を生徒に持たせる。
- ・総合学科の利点を生かして生徒の可能性を生かす場や機会を提供する。

(2) いじめの防止のための措置

《学級担任、教科担任、部活動顧問等》

- ・日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級（部活動）全体に醸成する。
- ・一人ひとりを大切にしたいわかる授業を進める。
- ・教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《教育相談委員会》

- ・面接旬間等の面談週間を利用した担任面談やスクールカウンセラーから生徒の意見を速やかに吸い上げ、教育相談の充実を図る。
- ・職員会議、学年部会等の会議での生徒に関する情報交換を密に行い、情報の共有を図る。

(3) いじめの早期発見

①早期発見の基本

「いじめ早期発見のためのチェックリスト（西目高校版）」を活用する。

- ・生徒のささいな変化に気づく。
- ・気づいた情報を確実に共有する。
- ・情報に基づき速やかに対応する。

②早期発見の手立て

《学級担任、教科担任、部活動顧問等》

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない等アンテナを高く保つ。
- ・休み時間、放課後の生徒との雑談や学級日誌・「能率手帳」を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導担当教員》

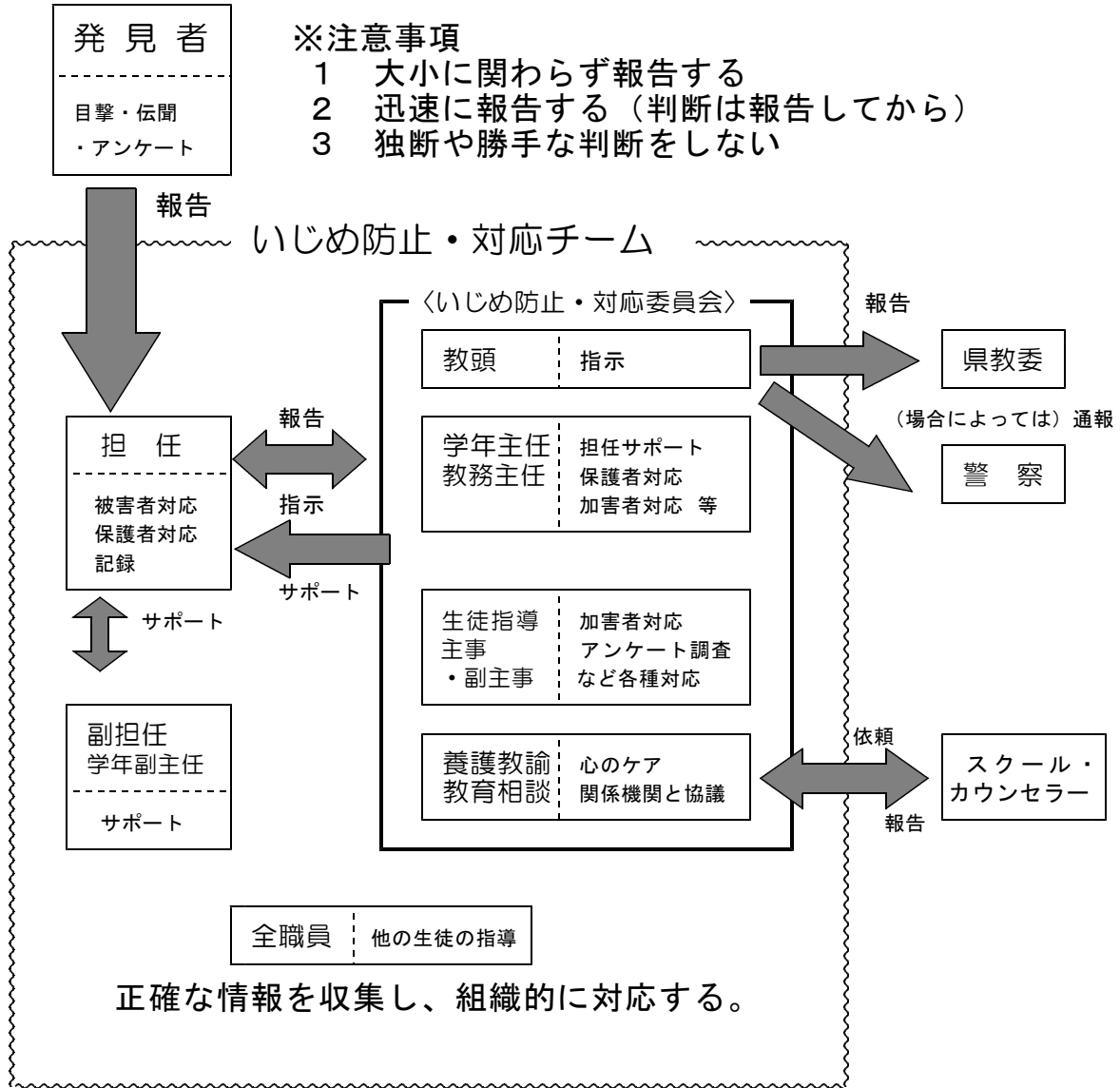
- ・定期的な「アンケート調査」を行う。生徒は年2回、保護者は年1回実施し、教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用や電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異状の有無を確認する。

《保護者や地域からの情報提供》

- ・いじめに対する学校の考え方や取り組みを保護者や地域にホームページや配布物で周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者や地域の方からの情報提供を真摯に受け止め対応する。

平成30年10月23日改訂

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



いじめ早期発見のためのチェックリスト（西目高校版）

①いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 班別活動で机と机の間に隙間がある
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないよう消しゴム等を投げている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりするなど教室の破損が目立つ
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある

②いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが増える
- 体調不良を訴えて保健室に行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- 発言すると周囲から冷やかされる
- 班編制のときに孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入っている
- 教職員の近くにいたがる

●昼食時

- 教室ではない場所で昼食をとる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつもごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除している

●その他

- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れるなど制服の故障がある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる

③いじめている生徒

- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 活発に行動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- 本人に対する評価が教職員と生徒で極端に違う
- 多くのストレスを抱えている
- 特定の生徒同士にのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする